## 新規申請をされる非会員の皆様へ

(新規申請の前に必ずお読み下さい。)

JSAA規格認定申請にあたりましては、以下の要件を満たしていることを前提とします。

- 1 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする日本国内に本社を置くプロテクティブスニーカーの製造業者、販売業者、輸入業者をもって構成していること。
- 2 会社設立後5年以上が経過し、日本国内で3年以上、プロテクティブスニーカーまたはプロテクティブス ブーツ等の先芯入り作業靴の製造販売実績を有していること。
- 3 申請には、下記の「確認書」へ署名・捺印が必要となります。

## 確認書

記

- 1) JSAA及びJPSAは、働く方々へ安全を提供するために信頼ある製品を認定品として提供しています。 その主旨を理解し、事務局からの指示に従って下さい。
- 2) JSAAの型式認証制度の手順及び標準を規定した「プロテクティブスニーカー規格」(以下規格という。)、「プロテクティブスニーカーの表示に関する規程」(以下規程という。)及び「プロテクティブスニーカーに係る業務要領」(以下要領という。)をよく理解していただいた上でご対応をお願いいたします。
- 3) 作業者の労働災害防止に寄与する適切な製品の開発、販売を行うと共に、上記「規格」、「規程」及び 「要領」に記載された規格内容及び規格値について、生産に当たってはそれに適合する充分な工程及び品 質管理を行い、不適合品を市場に出さないように最善の努力をお願いします。
- 4) 市場買取試験において、不適合品が発生した場合は、業務改善報告書を指定された期限内にJSAAに提出し、承認を受け、適切な処置及び再発防止を図って下さい。また、JSAAの指示事項に対する回答、提出資料は指定された期限を厳守して下さい。
- 5) 不適合品が発生した場合は、速やかに可能な限り当該型式製品を市場から回収し、使用者が不適合品を使用することが無いように努めて下さい。
- 6) 製品品質において不備がありながら、ユーザー様や供給元である会員会社に対して迷惑をかける行為、業務を停滞させる行為等、JSAA認定制度の信頼失墜につながるような不誠実な対応が見受けられた場合は、 以降の申請をお断りいたします。

用語解説 ···JSAA: 公益社団法人日本保安用品協会

JPSA: 日本プロテクティブスニーカー協会

以上

公益社団法人 日本保安用品協会 様 日本プロテクティブスニーカー協会 様

年 月 日

上記内容を理解し,遵守いたします。

社名	E
•	
代表者名	(E)

正本はJSAA保管、写はJPSAにて保管いたします。

有効期限は1年間です。期限経過の場合はあらためて申請願います。